**平成２４年（フ）第２１８０号**
福岡市東区高美台２丁目49番４―204号
債務者　平嶋志津子
1　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第２１８８号**
福岡市南区若久６丁目20番４号
債務者　藤井　幸子
1　決定年月日時　平成24年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第２２１９号**
福岡市中央区高砂２丁目14番19―905号
債務者　野田亜由子
1　決定年月日時　平成24年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第２２３０号**
福岡市早良区内野５丁目10番５－６号
債務者　石橋　浩二
1　決定年月日時　平成24年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第２２３１号**
福岡市早良区内野５丁目10番５－６号
債務者　石橋　好永
1　決定年月日時　平成24年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第２２５７号**
福岡市博多区住吉４丁目４番30―202号
債務者　石橋　尚子
1　決定年月日時　平成24年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第２２６４号**
福岡市早良区飯倉４丁目21番８号
債務者　山下　藤雄
1　決定年月日時　平成24年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第２２７９号**
福岡市南区長丘１丁目１番24―202号
債務者　山守　直子
1　決定年月日時　平成24年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第２３０２号**
福岡市西区西の丘３丁目22番20号
債務者　中川潤一郎
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第９１号**
福岡県大川市大字中古賀698番地３
債務者　吉田　和子
1　決定年月日時　平成24年12月14日午前９時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

**平成２４年（フ）第１８０号**
佐賀市久保田町大字久富3461番地３
債務者　田中美代子
1　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第２８４号**
佐賀県三養基郡上峰町大字堤951番地
債務者　矢動丸裕隆
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第３２１号**
佐賀県佐賀市若楠１丁目２番１号
債務者　菅　絵理奈（旧姓初山）
1　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第７０４号**
熊本市西区二本木１丁目６―24　エスマンション306、住民票上の住所福岡県筑後市大字若菜888番地７
債務者　盛満　露香
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２４年（フ）第７０７号**
熊本市中央区水前寺５丁目24番７号　ｐｌａｃｅ水前寺304、前住所福岡県太宰府市吉松１丁目５番17号
債務者　田崎　淳二
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２４年（フ）第６５３号**
神奈川県小田原市久野189番地の２　レオパレスインディペンデンス104号室、前住所神奈川県小田原市蓮正寺34番地の３　メゾン蓮正寺102号室
債務者　植松　成之
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２４年（フ）第２０９号**
長野市大字柳原2087番地10　井原コーポＢ―１号
債務者　須田　有子
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第１２８号**
佐賀県杵島郡白石町大字福田1959番地39
債務者　三浦　宗幸
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
佐賀地方裁判所武雄支部